

3

目次

- 01 常勤換算方法
- 02 勤務延べ時間数
- 03 常勤/非常勤
- 04 専ら従事する/専ら提供に当たる/専従
- 05 前年度の平均値

人員配置に係る用語の定義

01 常勤換算方法

● 用語の定義

指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

常勤換算数

$$= \text{従業者の勤務延べ時間数} \times \div \text{当該事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数}$$

※当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数。

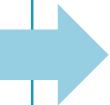
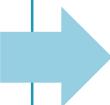
小数点第2位以下を切り捨て

01 常勤換算方法

● 例

常勤の従業者が勤務すべき時間数が月160時間の事業所の場合は以下のようになります。

例： 常勤の従業者が勤務すべき時間数が月160時間の場合

	A 支援員	160 時間勤務		常勤換算 1.0	計算式 $160\text{時間} \div 160\text{時間} = 1.0$
	B 支援員	80 時間勤務		常勤換算 0.5	計算式 $80\text{時間} \div 160\text{時間} = 0.5$

Point!

〈1週間に勤務すべき時間数の下限は32時間〉

1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とします。

02 勤務延べ時間数

1
2
3
4
5

● 用語の定義

- 勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間帯として明確に位置づけられている時間又は当該サービス等の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置づけられている時間の合計数をいう。
- なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において**常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数**を上限とする。

Point!

〈常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数の上限を超えてカウントはできない〉

常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数が40時間である場合に、実際は45時間勤務するとしても、40時間を超えた分を勤務延べ時間数に含むことはできません。

02 勤務延べ時間数

● 例

常勤の従業者が勤務すべき時間数が月160時間の事業所の場合

これが勤務延べ時間数



		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	4週の合計
○○ ○○	常勤・専従	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	160	
×× ××	非常勤・専従		8	8					8	8	8					8	8	8					8	8	8				80	
△△ △△	常勤・兼務	3	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	3	60	
△△ △△	常勤・兼務	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	100	

勤務延べ時間数は、勤務表上、以下のいずれかの時間として明確に位置づけられている必要があります。

- ・ 指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間帯
- ・ 当該サービス等の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)

03 常勤/非常勤

● 用語の定義

常勤

- ・ 指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている**常勤の従業者が勤務すべき時間数(※)**に達していることをいう。
(※)1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。

【併設事業所の場合】

- ・ 当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉に係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれ常勤の要件を満たす。

非常勤

- ・ 指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている**常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない**ことをいう。

1
2
3
4
5

03 常勤/非常勤

● 例 常勤の従業者が勤務すべき時間数が月160時間の事業所の場合

1
2
3
4
5

-  生活支援員に専従し、月160時間勤務 →
-  管理者とサービス管理責任者を兼務し、月160時間勤務 →
-  A事業所の管理者と**併設するB事業所**の管理者を兼務し、月160時間勤務 →
-  管理者とサービス管理責任者を兼務し、月計100時間勤務 →
-  A事業所と、**併設しないB事業所**のそれぞれで生活支援員として月80時間ずつ勤務（合計すると月160時間）

職種	氏名	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日		4週の合計
生活支援員	○○ ○○	常勤・専従	8	8	8	8	8			略	160
管理者兼サービス管理責任者	×× ××	常勤・兼務	8	8	8	8	8			略	160
管理者	△△ △△	常勤・兼務	8	8	8	8	8			略	160
管理者兼サービス管理責任者	□□ □□	非常勤・兼務	5	5	5	5	5			略	100
生活支援員	☆☆ ☆☆	非常勤・専従	4	4	4	4	4			略	80

04 専ら従事する/専ら提供に当たる/専従

● 用語の定義

- 原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等**以外の職務に従事しない**ことをいう。
- この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間(※)をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(※)療養介護及び生活介護については、サービスの提供単位ごとの提供時間

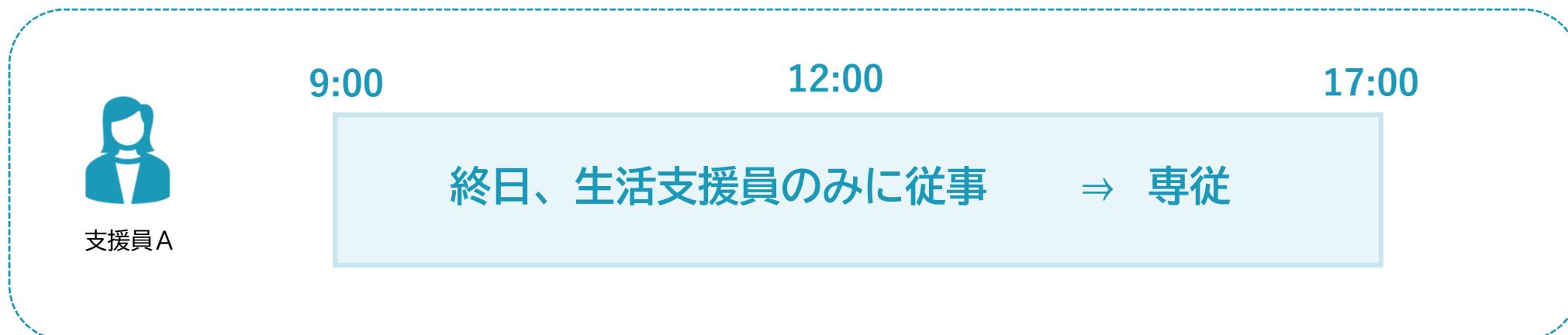
1
2
3
4
5

04 専ら従事する/専ら提供に当たる/専従

1
2
3
4
5

- 例 サービス提供時間 9:00~17:00の事業所の場合

例1 常勤職員で、サービス提供時間帯を通じて生活支援員の業務のみに従事



04 専ら従事する/専ら提供に当たる/専従

1
2
3
4
5

例2 常勤職員で、サービス提供時間帯中、午前と午後で別の役職の業務に従事



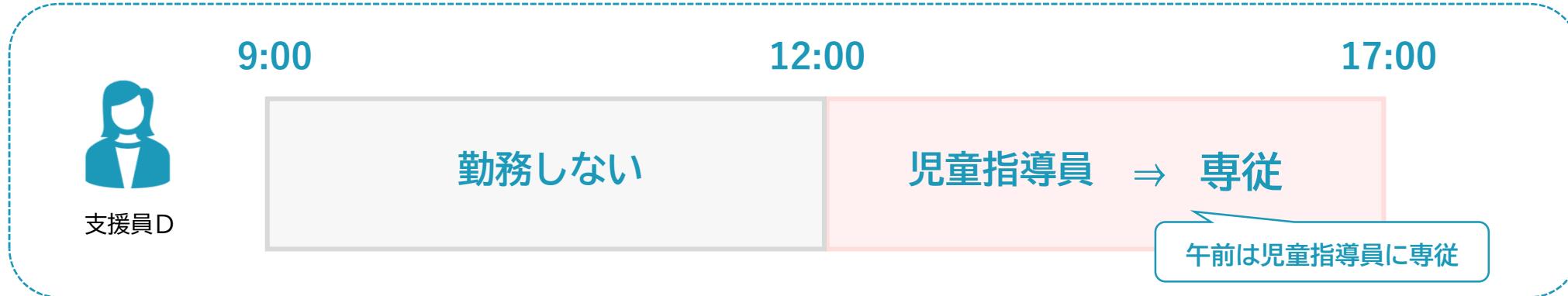
例3 常勤職員で、サービス提供時間帯を通じて管理者と生活支援員の業務に従事



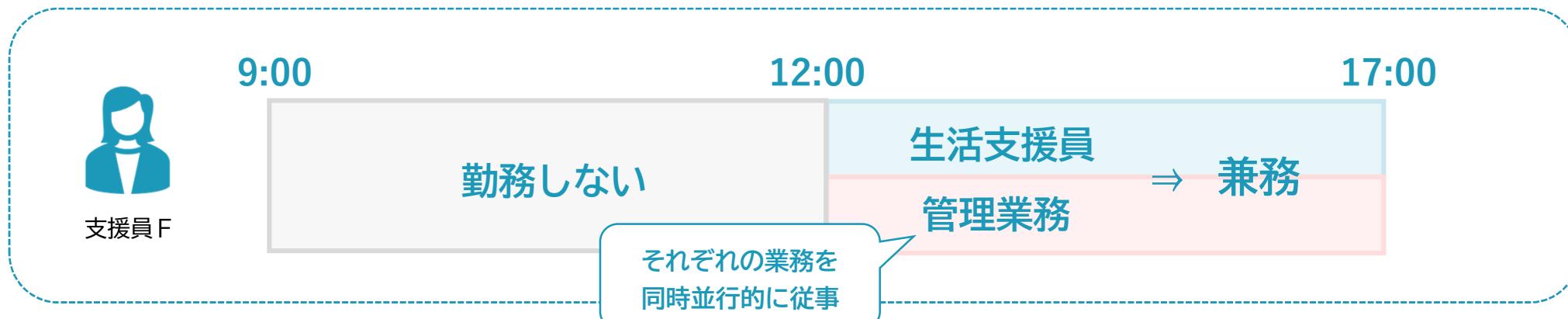
04 専ら従事する/専ら提供に当たる/専従

1
2
3
4
5

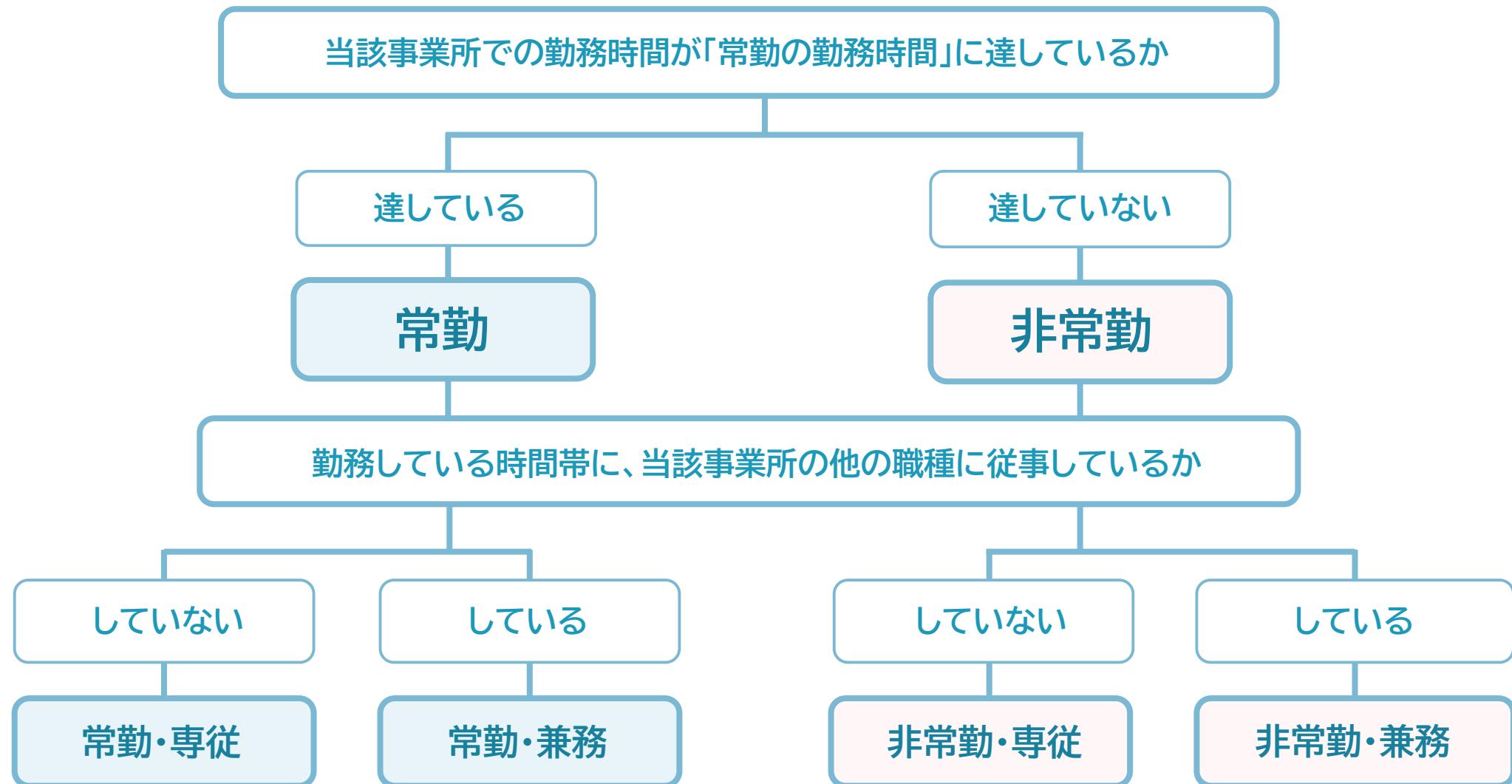
例4 午後のみ勤務の非常勤職員で、サービス提供時間帯中は児童指導員のみに従事



例5 午後のみ勤務の非常勤職員で、サービス提供時間帯中は管理者と生活支援員の業務に従事



(参考) 常勤・非常勤 & 専従・兼務 判断フロー図



05 前年度の平均値

1
2
3
4
5

- 以下のサービスに係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法における「前年度の平均値」

- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練(機能訓練)
- ・ 自立訓練(生活訓練)
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型
- ・ 就労継続支援B型
- ・ 共同生活援助

前年度の平均値

$$= \text{当該年度前年度(※)の利用者延べ数} \div \text{開所日数}$$

(※)毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度のこと。

小数点第2位以下を切り上げ

05 前年度の平均値

1
2
3
4
5

- 次に該当する場合は新設又は増床からの経過期間によりそれぞれ算定します。

- ・ 新たに事業を開始
- ・ 事業を再開
- ・ 増床した
- ・ 施設において1年未満の実績しか無い場合（前年度の実績が全く無い場合を含む）

ア 新設又は増床の時点から 6月未満の間	利用定員 × 90%
イ 新設又は増床の時点から 6月以上1年未満の間	直近の6月における全利用者の延べ数 ÷ 当該6月間の開所日数
ウ 新設又は増床の時点から 1年以上経過している場合	直近1年間における全利用者等の延べ数 ÷ 当該1年間の開所日数

Point!

〈減少の場合は？〉

減少の場合、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数等の延べ数 ÷ 当該3月間の開所日数で求めます。
ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定します。